

第11章 地域福祉等



1. 戦傷病者戦没者援護

戦傷病者戦没者等援護法に基づく軍人軍属および準軍属の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡等に関し、本人及びその遺族に援護を行っています。援護法による給付の他に特別給付金支給法、特別弔慰金支給法による給付がありますが、いずれも請求手続きが必要となります。

(1) 年金・給付金等の種類

- ① 障害年金 : 軍人、軍属、又は準軍属であったものが公務上の傷病により一定以上の障害を有するにいたった場合に年金として支給されます。
- ② 遺族年金 : 軍人軍属が公務上の傷病等に起因して死亡した場合、または障害年金受給者が死亡した場合にその遺族に年金として支給されます。
- ③ 遺族給与金 : 準軍属の遺族、または準軍属であった障害年金受給者が死亡した場合に、その遺族に年金として支給されます。
- ④ 弔慰金 : 軍人軍属等が公務傷病又は勤務関連の傷病により死亡した場合、死亡当時の3親等内の親族のうち最先順位者に、一時金として1度のみ支給されます。

⑤ 戦没者の遺族等に対する特別弔慰金

戦没者等の死亡に関し、基準日において公務扶助料・遺族年金等の受給権者がいない場合で「戦没者の遺族等に対する特別弔慰金支給法」上の遺族のうち先順位1名に記名国債にて支給されます。申請時期は、5年ごとの法律改正により申請時期が決められています。

⑥ 戦傷病者の妻、戦没者の妻、戦没者の父母等に対する特別給付金

戦傷病者の妻に対する特別給付金支給法、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法により特別給付金が支給されます。

記名国債をもって支給され、10年または5年ごとの法律改正により申請時期が決められています。

(2) 宜野湾市における給付金等の受給状況

(令和3年度末)

給付金等の名称	受付期間	件数
障害年金		18
遺族年金		10
遺族給与金		6
弔慰金		3,846
第十一回特別弔慰金	R2. 4. 1～R5. 3. 31	2,711
戦没者の妻に対する特別給付金 第27回い号	H25. 6. 12～H28. 6. 13	83
戦傷病者の妻に対する特別給付金 第29回い号 第13回た号	R3. 4. 1～R6. 4. 1	4
	R3. 10. 1～R6. 9. 30	0
戦没者の父母に対する特別給付金(第24回い号)	H20. 4. 18～H23. 4. 18	1

(3) 慰霊・平和に関する事業への参加

- ① 慰霊の日「沖縄全戦没者追悼式・平和祈願慰霊大行進」への参加
- ② 沖縄県平和祈念財団主催「こいのぼり掲揚事業」の共催及び嘉数高台公園内京都の塔での「こいのぼり掲揚式」実施

※新型コロナウイルス感染拡大により、令和3年度は規模を縮小して実施

2. 福祉振興基金補助事業（宜野湾市福祉振興基金事業補助金交付要綱）

高齢者等の保健福祉の向上を図るため、市内で社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で、地域の特性を活かした在宅福祉の向上、健康、生きがいがづくり、民間活動の活性化等を図る事業に対して補助金を交付しています。

令和3年度実施事業

	団体名	事業名
1	野嵩一区自治会	健康生きがいがづくり推進事業
2	野嵩二区自治会	①地域クリーン活動②健康教室・グランドゴルフ③三世代交流ピクニック
3	野嵩三区自治会	三世代交流健康生きがいがづくり事業
4	普天間一区自治会	三世代交流事業
5	普天間二区自治会	区民ふれあい健康・生きがいがづくり推進事業
6	新城区自治会	在宅老人野外活動事業
7	伊佐区自治会	伊佐区健康教室・ふれあい推進事業
8	真志喜区自治会	真志喜区自治会「健康・生きがい」推進事業
9	宇地泊区自治会	宇地泊区健康福祉推進事業
10	真栄原区自治会	真栄原区健康ふれあい事業
11	上大謝名自治会	交流グラウンドゴルフ大会と防災訓練、美化運動
12	宜野湾市老人クラブ連合会	生きがいがづくり事業 (グランドゴルフ大会、ペタング大会)
13	チャレンジド・サポート沖縄	発達の気になる子のママの相談、交流 講話会、勉強会事業

3. 災害時要支援者避難支援

防災や災害などに対する市民の意識啓発を行うとともに、万一の災害時に要支援者を市民相互で助け合うため、支援体制の確立を図ります。

要支援者の把握・登録促進を図り、自治会等の関係団体と協議しながら、災害時の避難体制や日頃からの見守り支援体制の構築に取り組んでいきます。

災害時要支援者登録者数

(各年度末)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
登録者数	230名	272名	274名	201名	188名

※令和元年度より社会福祉協議会から宜野湾市へ移管
※令和元年度：市民防災室 令和2年度以降：福祉総務課

4. 福祉施設の苦情解決（宜野湾市が提供する福祉サービスに係わる苦情への対応に関する実施要綱）

社会福祉法に基づき、市が提供する福祉サービスに関する苦情への適切な対応を行うことで、福祉サービスに対する利用者の満足度を高めるとともに提供者の信頼及び適正性の確保を図ることを目的に設置されています。

具体的には、当該福祉サービス施設に苦情解決責任者を置き、利用者、事業所双方にとって意義のあるものとなるように積極的に「解決」するという前向きな姿勢で取り組んでいます。また苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため苦情解決委員（5名以内で構成）を設けており、利用者からの苦情や、施設に寄せられた苦情に対しての解決を行います。

（1）苦情解決の対象範囲

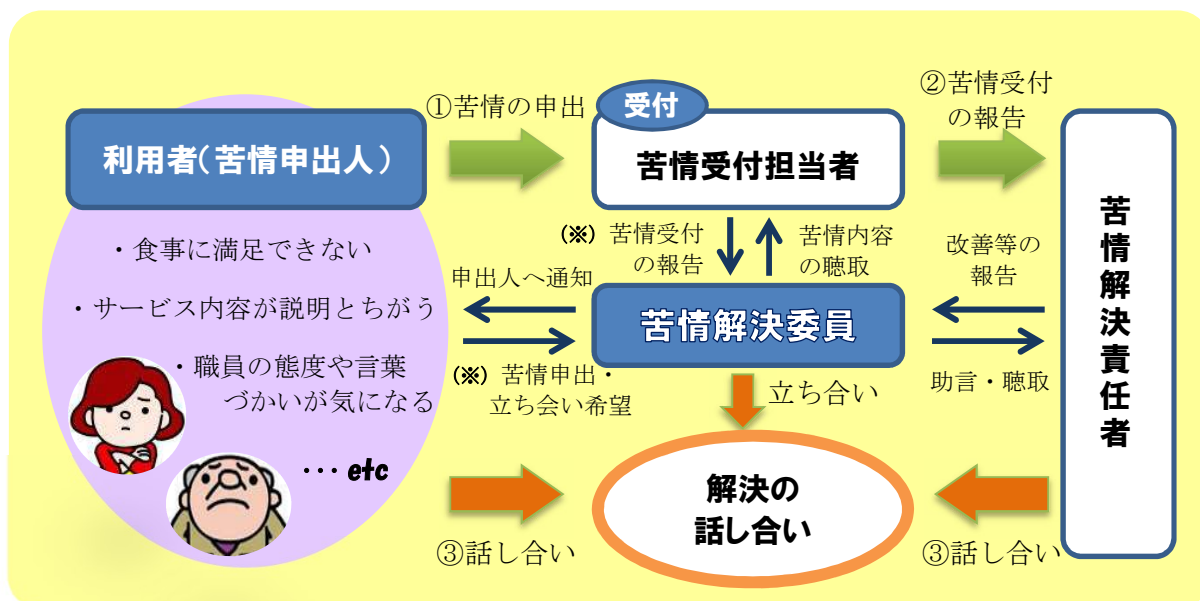
- ・実施施設：うなばら保育所、宜野湾保育所
 新城児童センター、大山児童センター、大謝名児童センター
 赤道児童センター、我如古児童センター、長田児童館
 赤道老人福祉センター、伊利原老人福祉センター

※各施設には、苦情受付担当者と苦情解決責任者を設置しています。

（2）内容別件数

内容	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
① 施設等の整備について	2	15	6	6	6
② 職員の言動、態度について	2	3	2	2	3
③ 食事、入浴、排せつ等の介助について	0	1	0	0	0
④ 金銭管理について	0	0	0	0	0
⑤ サービス利用時の事件、事故について	0	3	0	0	2
⑥ 利用契約について	0	0	0	0	0
⑦ その他	2	10	0	0	3
合 計	15	32	8	8	14

（3）福祉サービスに関する苦情解決の仕組み（フローチャート）



5. 社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

社会福祉に関する問題を、みんなで考え解決していくために、行政とのパイプ役となったり、また、住民やボランティアあるいは当事者の参加のもとに、社会福祉の関係者はもちろんのこと、保健・医療・教育など関係分野の専門家の参加を得て福祉活動に取り組み、住みよいまちづくりを進めている民間の自主的な組織です。

宜野湾市社会福祉協議会では次のような事業を行っています。

(1) 見守り活動助成事業

ひとり暮らし高齢者など地域において定期的な見守りが必要な世帯へ、自治会や地域支援合い活動委員会での見守り活動に助成し取り組んでいます。

① 日常の見守り活動

(各年度末)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
助成件数	7件	7件	7件	7件	6件
対象者数	150名	143名	147名	164名	126名
延べ訪問回数	5,608回	5,446回	2,931回	1,449回	2,408回
延べ支援者数	1,909名	1,892名	2,064名	768名	1,992名

② 食事宅配による見守り活動

(各年度末)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
助成件数	5件	5件	7件	7件	10件
実施回数	1,085回	1,295回	877回	679回	1,492回
延べ件数	810件	796件	909件	2,536件	1,710件

※ 助成の種類は、「日常の見守り活動」「食事宅配による見守り活動」の2種類

※ 「食事宅配による見守り活動」は平成25年よりモデル事業、平成28年度より事業化し実施

(2) 給食サービス

高齢者やひとり暮らしの方の栄養低下の状況を防ぐとともに、地域との結びつきを強めることで、孤独感の解消や楽しい生活を営んでもらうことを目的としています。

(各年度末)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
実施回数	101回	99回	101回	87回	—
平均人数	8名	7名	4名	3名	—
延べ回数	640回	556回	357回	247回	—

※令和2年度にて事業廃止。

(3) リフト車両の貸し出し

高齢者や体の不自由な方の外出時に、車いすのまま乗車することができる車両の貸し出しを行っています。

(4) 車いすの貸し出し

在宅での介護負担軽減や快適な療養生活で利用できる、車いすの貸し出しを行っています。

(5) ふれあい相談所の開設 ～無料相談所～

身の回りの困りごとや悩みごと、心配ごとの相談を行っています。

① 一般相談：生活や家族、経済的な問題や福祉サービスに関する相談を行っています。

月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 *電話相談：896-2020

② 無料法律相談：月に2回、弁護士による無料法律相談を行っています。※H28年度より実施 第2月曜日午前10時～11時/第4月曜日午後3時～4時（要予約）

(各年度末)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
来所相談	405件	292件	292件	3,723件	308件
電話相談	749件	504件	793件	5,068件	862件
訪問相談	175件	166件	12件	1件	7件
法律相談	21件	25件	10件	11件	30件
総件数	1,350件	987件	1,107件	8,803件	1,207件

(6) 生活福祉資金貸付制度

必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り安定した生活を送れるように支援することを目的としています。資金種類として「総合支援資金」、「福祉資金」、「教育支援資金」、「不動産担保型生活資金」、「臨時特例つなぎ資金」等があります。

(各年度末)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
貸付件数	28件	20件	17件	6,112件	3,925件
貸付金額	9,666,666円	27,775,000円	2,459,000円	2,337,786,000円	1,707,080,503円

※新型コロナウイルス感染拡大による特例貸付含 (6,089件/2,333,375,000円)

(7) 福祉金庫貸付事業

緊急に資金が必要な世帯に対し貸付を行い支援します。

(各年度末)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
貸付件数	94件	85件	89件	51件	31件
貸付金額	1,822,500円	1,555,222円	1,354,962円	772,760円	372,600円

(8) 調査・広報活動

①「社協だより」「ホームページ」「ラジオ」による福祉情報の提供

(9) ボランティア活動

ボランティア活動はいつでも、どこでも行えます。自分の関心があるものを自由に選択して自分の意思で行うものであり、一人ひとりの多様性や可能性にあふれている活動です。

ボランティアコーディネーターと一緒にあなたに合った活動をお探しします。

(10) 福祉教育の推進 (ボランティア活動推進校)

市内の保育園(所)・幼稚園・小・中学校及び高等学校を対象に「ボランティア活動推進校」として指定し、地域の基盤としたボランティア活動の場や機会を提供し、子どもたちが高齢者・障がい者など様々な人々とふれあい、「自主性」や「思いやりの心」を育みながら、「地域」「福祉」への関心を高めることを目的に実施しています。

(各年度末)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
実施校	10校	6校	7校	4校	6校

(11) はごろもチャレンジ隊・キッズ隊

学校教育でも、児童・生徒が自ら学び、自ら考える「生きる力」の形成を課題とし教育が展開されている中、本事業では児童・生徒に対し福祉教育を強力に普及、浸透を図るため、福祉施設内でのボランティア体験学習を通し、「福祉の心」「思いやりの心」を培っていくことを目的に実施しています。

チャレンジ隊 (中・高校生対象)

(各年度末)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
実施施設	14施設	12施設	8施設	—	3施設
参加人数	30名	28名	11名	—	12名
参加校	6校	5校	4校	—	2校

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため中止 令和3年度はオンライン開催

キッズ隊 (小学生対象)

(各年度末)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
受入公民館数	9施設	15施設	8施設	—	—
受入人数	24名	35名	20名	—	—
参加校	8校	9校	7校	—	—

※令和2年度、令和3年度とも新型コロナウイルス感染拡大のため中止

(12) 高齢者地域生活支援事業

平成24年度より、以下の4事業を社会福祉協議会の補助事業として実施しています。

補助金額の推移

(各年度末 単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
補助金額	29,192	29,214	27,105	20,050	12,814

① 生きがい対応型デイサービス事業

家にとじこもりがちなおおむね65歳以上の高齢者を対象に地域公民館に集まっていただき、生きがい活動を行うことにより社会的孤独感を解消し、自立生活の助長を図ることを目的としています。

生きがい対応型デイサービス事業実績

(各年度末)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用登録者数	692名	683名	516名	374名	333名
延べ利用者数	19,921名	20,070名	17,630名	7,662名	4,984名
ボランティア登録者数	663名	665名	657名	561名	585名
延べボランティア参加者数	14,088名	13,744名	12,144名	5,698名	3,751名
実施施設数(箇所)	23か所	23か所	23か所	23か所	23か所

② 軽度生活援助事業

日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の介護保険認定外の高齢者ひとり暮らし及び夫婦世帯に対して、人材を派遣して高齢者の生活を援助する事業です。

軽度生活援助事業実績

(各年度末)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者人数(月平均)	37名	31名	25名	13名	2名
派遣回数合計	1,566回	1,290回	1,048回	661回	391回

③ ひとり暮らし老人等保健飲料給付事業

ひとり暮らし高齢者等孤独な者に対し、個別訪問により保健飲料(ヤクルト)を給付し、常に安否を確認することを目的としています。

ひとり暮らし老人等保健飲料給付事業実績

(各年度末)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間利用登録数	26名	31名	32名	42名	37名
利用回数合計	1,053回	1,129回	1,331回	1,574回	1,765回

④ 在宅高齢者寝具丸洗い仕上げ事業

在宅のねたきり高齢者やひとり暮らし等の高齢者に対し、寝具類の洗濯・乾燥・消毒を行うことにより、寝具類の衛生管理と保健・福祉の向上を図ることを目的としています。

在宅高齢者寝具類丸洗い仕上げ事業実績

(各年度末)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間利用登録数	9名	9名	6名	—	—
利用回数合計	9回	9回	6回	—	—

※令和2年度事業廃止

(13) 「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」による地域の支え合い活動推進
地域福祉計画と地域福祉活動計画は互いに整合性のとれた内容となっており、市と社会福祉協議会が地域福祉推進を協働・連携しながら双方で支え合って進めているところです。

その中で、住民による支え合い活動を進めるための事業を宜野湾市より受託しています。

本計画では、「チュイシージーの心で創る人と人がつながるやさしい都市 ぎのわん」を基本理念とし、地域課題を地域住民が主体的に解決していくことのできる地域コミュニティの仕組みをつくり、一人ひとりが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指しています。

地域福祉コーディネーター及びボランティアコーディネーターを配置し、地域ネットワークの組織化を行い、住民主体による地域福祉の向上を図っていきます。

(14) 地域支え合い活動委員会の充実

自治会を単位とする地域支え合い活動委員会を設置し、近隣住民相互で支え合える支援体制の構築に向け、住民への参加協力を得ながら、地域づくりを推進するための活動委員会です。

地域支え合い活動委員会

自治会名	設置年度	自治会名	設置年度	自治会名	設置年度
野嵩1区自治会	平成18年	喜友名区自治会	平成23年	宜野湾区自治会	平成21年
野嵩2区自治会	平成21年	伊佐区自治会	平成18年	長田区自治会	平成20年
野嵩3区自治会	平成18年	大山区自治会	平成20年	愛知区自治会	平成20年
普天間1区自治会	平成26年	宇地泊区自治会	平成19年	中原区自治会	平成24年
普天間2区自治会	平成20年	大謝名区自治会	平成28年	嘉数ハイツ自治会	平成22年
普天間3区自治会	平成22年	真栄原区自治会	平成24年	上大謝名自治会	平成25年
新城区自治会	平成25年	嘉数区自治会	令和2年	大謝名団地自治会	平成20年
真志喜区自治会	令和元年	我如古区自治会	平成21年		

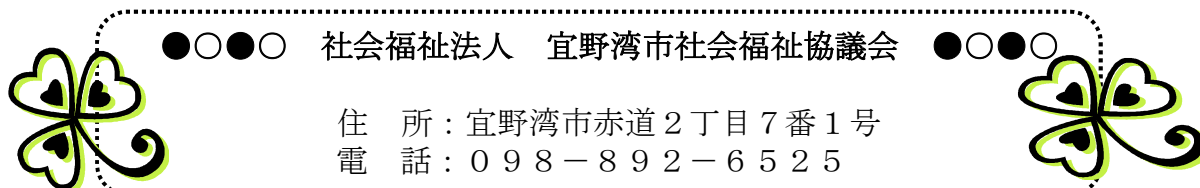
(15) 第2層生活支援体制整備事業の充実

地域包括ケアシステムの構築に向け、住民が主体となる助け合いや支え合える“地域づくり”の推進を行います。

この地域づくりに向け、日常生活圏域（各中学校区域）へ協議体を設置し、地域課題及び情報を共有し、問題解決に向け住民主体での話し合いを行います。地域住民と企業・団体及び専門機関と連携をすることにより、地域住民が安心して、自分らしく暮らせる“地域づくり”を目指します。

第2層協議体設置数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第2層協議体設置数	1中学校区	2中学校区	4中学校区	4中学校区	4中学校区



6. 福祉サービス利用援助事業

平成25年8月に宜野湾市権利擁護支援センターうるるが開所しました。
宜野湾市権利擁護支援センターうるるでは、福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをしていきます。

相談を受けた後、専門員がお宅を訪問しお話を伺い、支援計画を作成し契約を行います。契約後は生活支援員が、契約内容に沿って支援をしていきます。

(1) 対象

- ①認知症の高齢者の方、精神障がいのある方、知的障がいのある方など、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方。
- ②日常生活において自分で契約などの判断や金銭管理に不安のある方。
(※認知症と診断されていない方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっていない方も対象です。)

(2) 業務内容

①福祉サービス利用援助事業

福祉サービスについての説明、利用、更新、終了手続き

福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

②日常的金銭管理

家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い、年金、手当などの受取り、預貯金の出し入れ

③書類等預かりサービス

通帳や印鑑、その他重要な書類を保管

(3) 実施状況

相談援助件数（問い合わせ・相談援助件数）

（令和3年度末）

内容	本事業の利用に関するもの				その他	合計
	認知症高齢者等	知的障がい者	精神障がい者	不明・その他		
問い合わせ件数	0	0	0	0	0	0
初回相談件数	0	0	0	0		0
相談援助件数	255	299	593	187		1,334
合計	255	299	593	187	0	1,334

※問い合わせ、初回相談は日常生活自立支援事業にて対応

(4) 契約締結件数（ ）内は生活保護受給者数

	認知症高齢者等	知的障がい者	精神障がい者	不明・その他	合計
契約者数	0	0	0	0	0
自 宅 契 約 外 時	施設	0	0	0	0
	病院	0	0	0	0
	グループホーム	0	0	0	0

※契約は、日常生活自立支援事業にて締結

(5) 実利用人数（ ）内は生活保護受給者数

	認知症高齢者等	知的障がい者	精神障がい者	不明・その他	合計
実利用人数	4 (2)	8 (5)	17 (8)	7 (4)	36 (19)

社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

宜野湾市権利擁護支援センターうるる

住 所：宜野湾市赤道2丁目7番1号（宜野湾市社会福祉センター内）

電 話：098-893-6080 FAX：098-892-0843

7. 日常生活自立支援事業（実施主体：沖縄県社会福祉協議会）

令和元年度より基幹型が廃止され、全市町村型となり支援対応を実施しています。
事業内容については、福祉サービス利用援助事業と同様に福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをしていきます。

（1）対象

- ①認知症の高齢者の方、精神障がいのある方、知的障がいのある方など、福祉サービスの利用や支払いなどについて自分の判断で適切に行うことが困難な方。
- ②日常生活において自分で契約などの判断や金銭管理に不安のある方。
（※認知症と診断されていない方、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっていない方も対象です。）

（2）業務内容

①福祉サービス利用援助事業

福祉サービスについての説明、利用、更新、終了手続き
福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

②日常的金銭管理

家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い、年金、手当などの受取り、預貯金の出し入れ

③書類等預かりサービス

通帳や印鑑、その他重要な書類を保管

（3）実施状況

相談援助件数（問い合わせ・相談援助件数）

（令和3年度末）

内容	本事業の利用に関するもの				その他	合計
	認知症高齢者等	知的障がい者	精神障がい者	不明・その他		
問い合わせ件数	0	0	0	1	2	3
初回相談件数	9	5	7	18		39
相談援助件数	211	41	276	119		647
合計	220	46	283	138	2	689

（4）契約締結件数

		認知症高齢者等	知的障がい者	精神障がい者	不明・その他	合計
契約者数		3	1	3	2	9
自 宅 約 外 時	施設	0	0	0	0	0
	病院	0	0	0	0	0
	グループホーム	0	0	2	0	2

（5）実利用人数（ ）内は生活保護受給者数

	認知症高齢者等	知的障がい者	精神障がい者	不明・その他	合計
実利用人数	6 (4)	2 (0)	9 (8)	3 (2)	20 (14)

社会福祉法人 宜野湾市社会福祉協議会

住 所：宜野湾市赤道2丁目7番1号（宜野湾市社会福祉センター内）

電 話：098-892-6525 FAX：098-892-0843

8. 宜野湾市の民生委員児童委員

(1) 民生委員児童委員の基本姿勢・職務

民生委員は「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場にたつて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もつて社会福祉の増進に努めるものとする。」（民生委員法第1条）と規定されています。また、「民生委員は、児童委員に充てられたものとする。」（児童福祉法第16条第2項）と規定され、児童委員の職務は「児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。」（同法第17条第1項第2号）と規定されています。また、「民生委員は、都道府県知事が市町村長の意見をきいて定める区域ごとに、民生委員協議会を組織しなければならない。」（民生委員法第20条）とされており、宜野湾市では市内の中学校区ごとに民生委員児童委員協議会（民児協）を組織しています。

(2) 民生委員児童委員の委嘱

民生委員児童委員は、市が設置する民生委員推薦会が推薦した者について、県知事から国に推薦を行い、厚生労働大臣より委嘱を受けて自治会ごとに定めた担当区域で活動しています。任期は3年で、令和元年12月1日に一斉改選があり現委員の任期は令和4年11月30日までとなっています。

(3) 民生委員児童委員の活動（民生委員法第14条・児童福祉法第17条）

① 生活状況の把握

住民に対して、適切に相談・援助が行えるよう担当区域内の実情の把握に努めます。

② 相談・援助活動

援助を必要とする人が、福祉関係法の公的サービスや制度を利用して自立した日常生活が送れるよう相談、助言等の支援を行います。

③ 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを利用している人や利用を希望する人の意向に沿うサービス利用ができるよう情報提供を行います。

④ 福祉事業者、福祉活動団体との協力、連携

地域福祉の推進役として、社会福祉施設、社会福祉サービス提供事業者、ボランティア活動団体との密接な連携を図り活動支援を行います。

⑤ 住民の福祉の増進を図るための活動

福祉事務所や児童相談所、婦人相談所など、関係行政機関に協力して住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

(4) 主任児童委員の活動（児童福祉法第17条第2項）

児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行います。

(5) 民生委員児童委員の組織 (令和4年6月1日現在)

民児協	普天間中学校区	真志喜中学校区	嘉数中学校区	宜野湾中学校区	合 計
定 数	33人(2人)	43(3人)	38(2人)	27(2人)	141人(9人)
現員数	25人(2人)	30(2人)	36(2人)	26(2人)	117人(8人)

※ () 内は主任児童委員数を表しています。

(6) 民生委員児童委員の活動状況

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員	民生委員	主任児童委員
内容別相談・支援件数	在宅福祉	167	0	102	0	45	0	82	0	28	1
	介護保険	4	0	18	0	11	0	16	0	19	0
	健康・保健医療	30	0	26	0	10	0	14	0	8	0
	子育て・母子保健	65	2	72	0	43	0	28	2	9	1
	こどもの地域生活	137	4	136	0	73	0	16	0	12	0
	こどもの教育・学校生活	158	8	119	6	59	23	22	7	12	3
	生活費	43	0	19	9	23	1	16	0	12	2
	年金・保険	2	0	1	0	2	0	3	0	0	0
	仕事	4	10	5	7	4	7	1	6	1	0
	家族関係	21	0	16	0	13	0	7	0	8	2
	住居	8	0	11	0	6	0	2	0	7	0
	生活環境	23	1	28	4	48	0	8	0	51	1
	日常的な支援	328	59	447	40	286	55	134	51	112	45
	その他	330	4	339	0	318	1	252	1	337	3
	計	1,320	88	1,320	88	941	87	601	67	616	58
分類別相談・支援件数	高齢者に関すること	589	26	576	14	357	13	277	9	172	10
	障がい者に関すること	34	35	112	39	67	43	28	44	60	38
	こどもに関すること	319	14	343	6	201	23	1	9	49	5
	その他	378	13	308	7	316	8	210	5	335	5
	計	1,320	88	1,320	88	941	87	516	67	616	58
その他の活動件数	調査・実態把握	270	11	276	103	218	0	149	0	121	0
	行事・事業・会議への参加協力	3,550	278	3,279	309	3,518	326	1,503	65	1,770	99
	地域福祉活動・自主活動	8,319	594	8,783	747	8,067	761	4,720	300	5,022	515
	民児協運営・研修	3,139	286	3,154	209	3,028	213	1,712	314	1,670	95
	証明事務	753	4	741	1	652	0	520	26	521	0
	要保護児童の発見・通告・仲介	5	0	16	6	9	8	13	0	27	0
回訪数	訪問・連絡活動	3,101	42	3,267	53	3,352	47	2,562	31	2,707	108
	その他	1,365	13	2,271	136	2,198	126	1,149	136	1,105	15
整連絡回数	委員相互	5,507	514	6,135	475	5,995	348	3,707	318	5,522	414
	その他の関係機関	1,906	202	1,782	243	1,522	133	1,154	108	1,226	164
活動日数		15,303	1,294	15,610	1,401	14,344	1,300	9,787	812	9,857	771